

# 生徒指導の基本

# 生徒指導の考え方

「生徒指導提要」  
P12-13を参照

## 生徒指導の定義及び目的

### 生徒指導の定義

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

### 生徒指導の目的

生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支える。

児童生徒一人一人が  
**自己指導能力**を身に付けることが重要

## 生徒指導の考え方

児童生徒の自己指導能力の獲得を支える生徒指導

多様な教育活動を通して

- ・ 児童生徒が主体的に課題に挑戦してみることに
- ・ 多様な他者と協働して創意工夫することに



### 【留意する実践上の視点】

- ① 自己存在感を感受
- ② 共感的な人間関係の育成
- ③ 自己決定の場の提供
- ④ 安全・安心な風土の醸成

## 生徒指導の考え方

生徒指導は、児童生徒の課題への対応を時間軸や対象、課題性の高低という観点から類別することで、2軸3類4層に構造化することができます。

### 生徒指導の2軸

児童生徒の課題への対応の時間軸に着目したもの

#### □プロアクティブ

課題が発生する前に、常態的・先行的に行う

#### □リアクティブ

課題が生じた後に即応的・継続的に行う

# 生徒指導の考え方

## 生徒指導の3類

生徒指導の課題性(「高い」・「低い」)と課題への対応の種類から分類したもの

### □発達支持的生徒指導

全ての児童生徒の発達を支援

### □課題予防的生徒指導

全ての児童生徒を対象とした課題の未然防止教育と、課題の前兆行動が見られる一部の児童生徒を対象とした課題の早期発見と対応

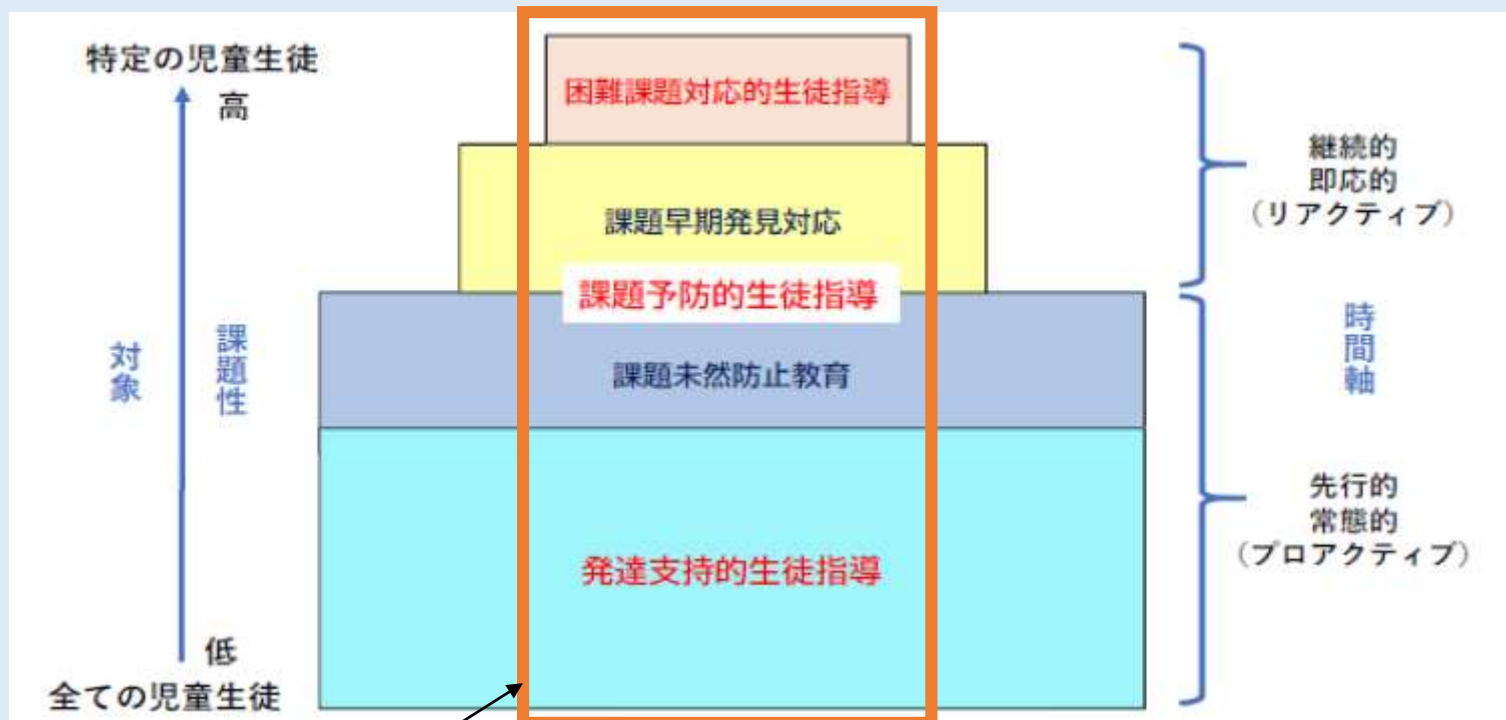
### □困難課題対応的生徒指導

深刻な課題を抱えている特定の児童生徒への指導・援助

# 生徒指導の考え方

「生徒指導提要」  
P19-22を参照

## 生徒指導の4層



- 発達支持：特定の課題を想定しない全ての児童生徒
- 未然防止：特定の課題を想定する全ての児童生徒
- 課題早期発見対応：特定の課題を想定する一部の児童生徒
- 困難課題対応：困難問題を抱える特定の児童生徒

## 生徒指導の方法

### 【児童生徒理解】

一人一人の児童生徒に対して適切な指導・助言を計画し、実践することを目指して、学習面、心理・社会面、進路面、家庭面の状況や環境についての情報を収集し、分析するためのプロセス

# 生徒指導の方法

## 【児童生徒理解】

### 〔複雑な心理・人間関係の理解〕

- ・家庭環境、生育歴、能力・適性等を把握は非常に困難
- ・感情の動きや人間関係の把握も容易でない
- ・いじめなどの未然防止において、教職員の児童生徒理解の深さが鍵



## 生徒指導の方法

### 【児童生徒理解】

#### 〔観察力と専門的・客観的・共感的理解〕

- ・心理面のみならず学習面、家庭面等から総合的理解
- ・学年担当、教科担任、部活動顧問等の複眼的な視野
- ・養護教諭、スクールカウンセラー等の専門的な視野
- ・生活実態調査、いじめアンケート調査等の客観的な理解
- ・児童生徒を、受容・傾聴し、立場に寄り添って共感的理解

## 生徒指導の方法

### 【児童生徒理解】

#### 〔児童生徒、保護者と教職員の相互理解の重要性〕

- ・互いに理解を深めることが重要
- ・心を閉ざした状態では、児童生徒理解はできない
- ・積極的に生徒指導の方針などを伝える
- ・教職員や学校側の考えについての理解を図る

## 生徒指導の方法

### 【集団指導と個別指導】

集団指導と個別指導は、集団に支えられて個が育ち、個の成長が集団を発展させるという相互作用により、児童生徒の力を最大限に伸ばし、児童生徒が社会で自立するために必要な力を身に付けることができるようにするという指導原理に基づいて行われる。

そのためには、教職員は児童生徒を十分に理解するとともに、教職員間で指導についての共通理解を図ることが必要。

# 生徒指導の方法

## 【集団指導】

- ・社会の一員としての自覚と責任、他者との協調性、集団の目標達成に貢献する態度の育成
- ・役割分担の過程で、各役割の重要性を学ぶ
- ・協調性を身に付け、自らも集団の形成者であることを自覚
- ・互いが支え合う社会の仕組みを理解
- ・集団において、自分が大切な存在であることを実感
- ・あらゆる場面において、平等な立場で互いに信頼し、集団の目標に向かって励まし合いながら成長できる集団をつくる

### 〔集団づくりの基盤〕

- ・安心して生活 ・個性を発揮 ・自己決定 ・達成感・成就感
- ・貢献できる役割 ・存在感を実感 ・好ましい人間関係
- ・自己肯定感 ・自己有用感 ・自己実現の喜び

## 生徒指導の方法

### 【個別指導】

- ・ 集団から離れて行う指導と、集団指導の場面における個への配慮
- ・ 授業など一斉の活動場合で、個別の状況に配慮することも個別指導
- ・ 集団に適応できない場合などは、集団から離れ効果的に児童生徒の力を伸ばす

## 生徒指導の方法

### 【ガイダンスとカウンセリング】

学習や生活の基盤として、教師と児童生徒との信頼関係及び児童生徒相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級経営の充実を図ること。

また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、児童生徒の発達を支援すること。

学習指導要領第1章「総則」

## 生徒指導の方法

### 【ガイダンスの観点からの取組】

- ・学校生活への適応
- ・よりよい人間関係の形成
- ・学習活動や進路等における主体的な取組や選択
- ・自己の生き方

などに関して、全ての児童生徒に、組織的・計画的に情報提供や説明を行い、場合によっては、社会性の発達を支援するプログラムなどを実施

## 生徒指導の方法

### 【カウンセリングの観点からの取組】

一人一人の生活や人間関係などに関する悩みや迷いなどを受け止め、自己の可能性や適性についての自覚を深めるように働きかけたり、適切な情報を提供したりしながら、児童生徒が自らの意志と責任で選択、決定することができるようにするための相談・助言等を個別に行う

ガイダンスとカウンセリングは、教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が協働して行う生徒指導において、児童生徒の行動や意識の変容を促し、一人一人の発達を支える働きかけの両輪として捉える



## 生徒指導の方法

### 【チーム支援による組織的対応】

- ・ 深刻化、多様化、低年齢化する生徒指導の諸課題を解決するためには、一人で問題を抱え込まずにチームで対応
- ・ 課題早期発見対応や困難課題対応的生徒指導は、チームによる指導・援助に基づく組織的対応によって、早期解決、再発防止
- ・ 発達支持的生徒指導や課題未然防止教育においても、チームを編成して学校全体で取組

#### [チーム支援のプロセス]

- ① チーム支援の判断とアセスメントの実施
- ② 課題の明確化と目標の共有
- ③ チーム支援計画の作成
- ④ 支援チームによる実践、
- ⑤ 点検・評価に基づくチーム支援の終結・継続

## 生徒指導の取組上の留意点

### 【児童の権利に関する条約】

- ・ 平成元年11月20日に第44回国連総会において採択
- ・ 日本は、平成2年に署名し、平成6年に批准し、効力が生じる
- ・ 児童とは、18歳未満の全ての者
- ・ 本条約の発効を契機として、児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育が行われることが求められる
- ・ 生徒指導を実践する上で、児童の権利条約の四つの原則を理解しておくことが不可欠

## 生徒指導の取組上の留意点

### 【児童の権利に関する条約】

#### 〔四つの原則〕

第一に、児童生徒に対するいかなる差別もしないこと

第二に、児童生徒にとって最もよいことを第一に考えること

第三に、児童生徒の命や生存、発達が保障されること

第四に、児童生徒は自由に自分の意見を表明する権利を持っていること

- ・ いじめや暴力行為は、児童生徒の人権を侵害するばかりでなく、進路や心身に重大な影響
- ・ 教職員は、いじめの深刻化や自殺の防止を目指す上で、児童生徒の命を守るという当たり前の姿勢を貫くことが大切
- ・ 安全・安心な学校づくりは、生徒指導の基本中の基本であり、同条約の理解は、教職員にとって必須

## 生徒指導の取組上の留意点

### 【こども基本法】

- ・ 令和4年6月公布
- ・ 「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進すること」が目的（第1条）
- ・ 本法基本理念の趣旨等について、児童の権利に関する条約とともに理解しておくことが求められる

# 生徒指導の取組上の留意点

## 【こども基本法】

〔基本理念の主な記載〕

- ①全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- ④全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

# 参考資料

## 【「生徒指導提要」概要版】

「生徒指導提要」概要版

深い児童生徒理解と  
組織的な生徒指導の  
充実を目指して

令和5年12月

北海道教育庁学校教育局  
生徒指導・学校安全課



## 【SCガイドライン】

スクールカウンセラー  
(SC)  
ガイドライン

北海道教育委員会  
令和3年4月



## 【SSWガイドライン】

スクールソーシャルワーカー  
(SSW)  
ガイドライン

北海道教育委員会  
令和3年4月



# 参考資料

## 【北海道いじめ防止基本方針】

北海道いじめ防止基本方針

平成26年8月  
北海道・北海道教育委員会  
(令和5年3月改定)



## 【取組プラン】

北海道いじめの防止等に向けた  
取組プラン

令和5年4月 北海道教育委員会



## 【ガイドブック&支援ツール】

○いじめ対応ガイドブック  
&支援ツール

# 参考資料

## 【自殺予防教育ポータルサイト】

自殺予防教育ポータルサイト

### 自殺予防教育ポータルサイト

- 自殺予防教育
- 教職員向け資料
- アセスメントツール
- 相談窓口



## 【不登校支援ポータルサイト】

不登校支援ポータルサイト「学校・教育委員会向け」

学校・教育委員会向けページ

実施事例等

文部科学省HP



## 【不登校支援ガイドブック】

不登校支援ガイドブック

全ての子ども笑顔のために  
～社会的自立に向けた支援のポイント～

令和5年12月  
北海道教育委員会

### 目次

はじめに	1
I 不登校の理解	
1 本巻の現状	2
2 基本的な考え方	3
3 支援の方向性	5
4 現状の存続と変更	6
5 欠席の状況等に応じた対応	7
II 不登校対応に求められる組織体制	
1 チームによる支援	8
2 継続的な関係の構築	9
III 未然防止	
1 不登校を防止させない学校・学級づくり	10
2 誰にとっても分けがけやすい授業づくり	11
3 SORの出し方に関する教育の充実	12
4 学校の職士の「見える化」	14
IV 早期発見・早期対応	
1 スクリーニングによる早期発見	15
2 1人1台端末を活用した心のSORの早期発見	17
3 適切な支援に向けたアセスメント	18
4 アセスメントに基づく個に応じた支援計画	22
V 継続的な支援	
1 校内での支援	24
2 校外での支援	25
VI 教職員の手と心へ	27





# 参考資料

## 【子ども相談支援センター】

○子ども相談支援  
センター



## 【生命の安全教育】

○生命の安全教育



## 【ヤングケアラー】

○ヤングケアラー

